

基本的な感染防止対策

I 日常の行動について

健康観察票及び行動記録票は、学生の皆さんの日々の体調や行動を記録し、体調等の変化を確認する資料です。毎日、必ず記載して下さい。

また、大学の内外を問わず常にソーシャルディスタンスの確保や手洗いの励行など、感染防止を心がけて下さい。

II 登校前

登校前に少しでも発熱等体調に変化のある学生は、登校しないで下さい。

欠席した講義については、担当教員の指示に従って下さい。

この場合の出席停止期間は次のとおりです。

1 新型コロナウイルスに感染した場合

医師が感染の恐れがないと認めるまで。

2 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

(1) 次の①から④に該当する場合は、最寄りの保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談し「帰国者・接触者相談センター」が必要と認める期間。

①感染者と濃厚接触または濃厚接触が疑われる場合。

②息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

③基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)を有し、発熱や咳などの比較的軽い症状がある場合。

④発熱や咳などの比較的軽い症状が4日以上続く場合。

(2) 上記(1)に該当しないが、健康観察票の項目の一つ以上に該当する場合は、薬剤を使用せず、解熱後及び症状消失後、3日間。

(3) 学外実習については、上記に拘らず実習先が必要と認める期間。

III 登校時の対応

1 学生は、登校時、必ず教育研究棟等の入り口に設けた非接触型体温計で体温を測定し、発熱(37.5℃以上)のある学生は、何処にも立ち寄らず、そのまま帰宅して下さい。

2 学生は必ず健康観察票を持参し、教員等から求めがあった場合は提示して下さい。

IV 大学への連絡

上記II、IIIの1に該当する場合は、教務学生課に電話(046-828-2525)又はメール(学内メールで宛先検索「教務学生課」と入力)で連絡して下さい。

V 学内授業等

- 1 定期的に窓やドアを開けるなど、講義室等の換気を確保して下さい。
- 2 授業又は図書館利用の前後に手洗い等を励行して下さい。
- 3 授業中又は図書館利用中に体調の変化が生じた学生は、教員及び図書館職員に速やかに申し出て下さい。
- 4 ソーシャルディスタンスを確保して下さい。
- 5 マスクを着用して下さい。
- 6 クラスターの発生を防止するため、体調不良以外の学生の医務室への入室を禁止します。
- 7 その他、教員や大学職員の指示に従って下さい。

VI 学外実習

学生の皆さんの安全を最優先に実習先とも感染防止等について十分調整して実施します。実施について、各学科・専攻から指示がありますので、指示に従い行動して下さい。

VII 登校後、体調に変化が生じた場合

医務室を利用する場合は、必ず事前に医務室、不在時は教務学生課(046-828-2525)へ電話し、職員の指示に従って下さい。

電話では、

- ・症状・状態(体温、健康観察票記載項目該当の有無等)
- ・家族が新型コロナ感染者・濃厚接触者又は体調観察のための自宅待機者の場合は、必ずその旨を伝えて下さい。